

台風による突風で飛来物が！ 販売用中古車が損壊してしまった。

※本事事故例集は、実際の事故事例を参考にして作成しています。

加入工場の地域に台風が接近してきたので工場は臨時休業することにしました。

翌朝工場に来てみると、突風によりいろいろなモノが散乱していました。

販売用に仕入れていた中古外車に隣の家の屋根が飛んできて当たってしまい、損壊してしまいました。

支払保険金

1,582,211円

| 費用 | 金額 |
|--------|------------|
| 車両の損害額 | 1,682,211円 |
| 免責金額 | ▲100,000円 |

- 「&Ucar車両特約」は販売用中古車の車両損害を補償します。
接触・衝突・盗難・車両火災はもちろんのこと、この事故のような風災、水災、ひょう災、雪災といった自然災害による損害にも対応します。
- 今回の事故では隣家の屋根が飛んできたため、隣家に賠償請求をしたいところですが、台風等による自然災害に起因する損害なので隣家に賠償責任は発生せず、請求はできません。



お問い合わせ先

一般財団法人全国中小企業共済財団（全共済）

TEL 03(3264)1511

「日整連自動車整備業賠償共済保険」の詳細はパンフレットをご参照ください。補償概要につきましては右の二次元コードから動画でご確認いただけます。

